

## 第25号議案

### 職員の修学部分休業に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業（同条第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (修学部分休業)

第2条 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校
- (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (3) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年を超えない範囲内の期間とする。

#### (修学部分休業取得中の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第12条、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）第16条及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並び

にこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに管理職手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する職員の給与に関する条例第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。

3 修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する県立学校の教育職員の給与に関する条例第20条第2項第2号の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務教育職員」とあるのは、「法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しない教育職員」とする。

4 修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第18条第2項第2号の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務教職員」とあるのは、「地方公務員法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しない教職員」とする。

( 修学部分休業の承認の取消事由 )

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

( 人事委員会規則への委任 )

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

( 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正 )

2 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 ( 昭和46年島根県条例第42号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(6) 職員の修学部分休業に関する条例 ( 平成20年島根県条例第 号 )